

2025年11月1日

## 告知

経済法学会年報及び日本経済法学会年報執筆者各位

日本経済法学会理事長 土田 和博

同常務理事 学会年報担当 川島富士雄

2024年10月23日、経済法学会年報(1～18号)及び日本経済法学会年報(19～43号)の執筆者各位に宛てて、「【許諾のお願い】経済法学会年報の電子化と公開につきまして」と題するメールを送らせていただきました。また、その後も各執筆者に個別に同様のメールを送信する等の形で連絡を差し上げました。その結果、非常に多くの執筆者の方から許諾のご連絡を頂きました。趣旨にご賛同いただき、また、ご協力いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

皆様のご許諾のお陰をもちまして、年報17号から42号(24号を除く)に掲載された論文のうち、ご許諾を得たものを、電子化の上、既に[J-STAGE](#)にて一般公開させていただきました。

しかしながら、執筆者の中には連絡先が不明のため上記の依頼が行えていない方がいらっしゃいます。また、依頼ができた執筆者でも、一部いまだにご返信を頂けていない方がいらっしゃいます。これら未許諾分については、J-STAGEでは公開するにいたっておりません。

残った執筆者からの許諾を頂くためには、相当に時間を要することが予想され、それまでの間、年報掲載論文等が電子データとして一般公開できないとすれば、学会の皆様にご不便をおかけするだけではなく、広く社会的にも不利益になることが懸念されます。

そこで、当学会としては、一刻も早く、すべての年報の電子データの一般公開を実現するため、学会ホームページを通じ、本日すべての執筆者の皆様へ下記の通り告知することにいたしました。何卒ご賢察いただき、ご了解を賜りたく存じます。

### 記

1. 本日(2025年11月1日)から3ヶ月間(2026年1月31日まで)のうちに、ご執筆の玉稿につき電子化による一般公開にご許諾を頂けない場合には、その旨を学会年報担当([annual@jael.jp](mailto:annual@jael.jp))宛てご連絡ください。この期間に不許諾の意思表示がない場合には、電子化による一般公開をご許諾いただいたものとして扱わせていただきます。
2. 上記1)における「不許諾の意思表示」は、執筆者ご本人又は当該論文等の著作権を承継した方によるものとします。

以上